

6 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
能力開発プログラムの充実 (厚生労働省)	a 労働市場全体のポテンシャル向上という見地から、教育訓練給付制度創設以来の運用実態等を踏まえ、支給対象者の範囲なども含め、教育訓練給付制度等の在り方についてさらに検討する。	検討			(厚生労働省) 教育訓練給付の対象講座については、雇用の継続、安定に資することが明確であるものに限定するため、講座指定の見直しを実施している。平成14年4月の指定に当たっては、基礎的・入門的レベルの講座を排除し、大学・大学院等における高度な社会人向け教育訓練コースの指定を拡大し、支給実績がない講座の再指定を行わない等の措置を実施した。また、平成14年10月の指定に当たっては、公的職業資格等、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能である講座に重点化して指定した。さらに、本年1月31日、第156回国会に教育訓練給付の支給対象者の範囲について、支給要件である被保険者であった期間を5年から3年に引き下げる等の見直しを内容とした雇用保険法等の一部を改正する法律案を提出したところである。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b キャリア・カウンセリングや職業能力評価制度の拡充、資金の貸付制度等の活用の促進等、個人の自発的な能力開発に対する支援を強化する。	一部措置済	検討		<p>(厚生労働省)</p> <p>キャリア・コンサルティング(キャリア・カウンセリング)を普及するため、キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)の支給対象試験として、平成14年11月から民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を開始した。また、平成15年3月に、キャリア・コンサルティングを行う能力開発支援アドバイザーをハローワーク等に約80名増員して配置し、資金の貸付制度等の情報提供を含め、労働者の自発的な能力開発に向けての相談機能を強化した。</p> <p>民間活力を活用した職業能力評価制度を拡充するため、平成14年4月10日付けで指定試験機関が技能検定の試験業務を行うことができる職種を4職種追加し、平成14年6月11日付けで当該職種の指定試験機関の指定を行ったところであり、平成14年度中に当該指定試験機関によって技能検定が実施された。</p>	
職業紹介規制の抜本的緩和(厚生労働省)	a 求職者からの手数料規制緩和のための省令改正 多様な求職者のニーズに合致した職業紹介サービスを事業者が幅広く提供できるよう、求職者からの手数料徴収をILO第181号条約と職業安定法(昭和22年法律第141号)に定める例外の範囲内(求職者の利益となる場合には例外を認める)において可能な限り認める。具体的には、既に手数料徴収を認めているモデル、芸能家に加え、特に、いわゆるヘッドハンティングの対象となるような求職者、例えば一定以上の収入を得られる経営管理者層・プロフェッショナル等の求職者から徴収する手数料についてはその規制を撤廃する。 【平成14年厚生労働省令第12号】	措置済(2月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>b 求人企業から徴収する手数料の上限に係る大臣基準の見直し 求人企業から徴収する手数料は、手数料の上限に係る現行の大臣基準の廃止も含め検討し、措置する。 【平成14年厚生労働大臣定め】 その際、常用目的紹介(当初の有期雇用に引き続き、求人者、求職者の合意を条件に「期間の定めのない雇用」を成立させることを目的として行われる職業紹介)が実施可能であること及びその方法について明確化を図る。 【平成14年厚生労働省職業安定局長通達】</p>	措置済 (2月施行)				
	<p>c 無料職業紹介事業に関する規制緩和 (a) 職業紹介制度については、改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず、調査検討を開始したが、学校等以外の者の行う無料職業紹介事業の許可制については、許可制を届出制に改め行為規制(事後規制)に徹することも視野に入れて検討を行い、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する。</p>	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			<p>(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、無料職業紹介事業の許可制の在り方を含め、具体的な規制制度の見直しの視点として、「許可制から届出制への移行」について検討したところ、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるが、</p> <p>(1) 商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制に緩和すること</p> <p>(2) 許可制を事業所単位から事業主単位に変更すること</p> <p>等を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(b) 地方公共団体が行う無料職業紹介が「事業」として行われるものでない場合には、従来からもこれを禁止せず、公共職業安定所からの求人情報の提供等の支援を行っており、引き続き、地方公共団体が必要に応じて行う無料職業紹介については、より円滑にこれを行うことができるよう更なる支援の強化を図る。	適宜実施			(厚生労働省) 地方公共団体が必要に応じて行う無料職業紹介については、公共職業安定所からの求人情報の提供等の支援を行っているところであり、今後も必要に応じて支援の強化を図る。	
	d 兼業規制の緩和 職業紹介制度全体について開始された調査検討において、職業紹介事業に係る兼業禁止規制の在り方を検討する。	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、兼業禁止規制の在り方を含め検討した結果、兼業禁止規制を廃止すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)	
	e 「付帯業務」の定義の明確化 職業紹介事業において、許可・届出を必要とする求人・求職の受理と、これを必要としない求人・求職の申込みを勧誘する業務等(「付帯業務」と)の境界を明確にするため、「付帯業務」の定義を明確化する。 【平成14年厚生労働省職業安定局通達】	措置済 (3月施行)				
	f 公共職業安定所紹介要件の緩和 (a) 特定求職者雇用開発助成金を始めとする雇用関係助成金については、公共職業安定所の紹介要件を緩和し、都道府県労働局長への届出により、民間の職業紹介事業者の紹介による雇入れも支援対象とする措置を講じたが、不正防止にも留意しつつ、今後とも、要件緩和の趣旨・内容等の周知徹底を図る。	適宜実施			(厚生労働省) 要件緩和の趣旨・内容等について、事業主説明会等を開催するほか、新しいリーフレットの配布及びテレビ等マスメディアを通じた広報活動、ハローワークインターネットサービス等への掲載により、周知の徹底を図っているところ。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(b) 助成金の在り方そのものについても、費用対効果の観点からその見直しを検討する。	検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、雇用保険三事業各種助成金については、早期再就職の促進等雇用保険制度全体の見直しの方向に則し、現下の厳しい雇用失業情勢の中で十分に政策効果が上がるよう、重点化、合理化を図り、また、利用実績等から政策的必要性が低下している助成金については廃止するなどの整理統合をあわせて行うこと等を内容とする結論を得たところであり、平成15年4月及び6月から見直し後の制度を施行する予定。(一部は、平成14年12月及び平成15年2月に施行。)</p>	
	(c) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める就職促進給付のうち再就職手当の一部及び常用就職支度金についても、不正防止等の観点から公共職業安定所の紹介を支給要件としているが、厳しい雇用保険財政に留意しつつこれを緩和することの可能性も含め、その在り方について検討する。	検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、就職促進給付の在り方も含め雇用保険制度全体の在り方について検討した結果、就職促進給付については、公共職業安定所と民間職業紹介所の紹介による再就職手当及び常用就職支度金の支給の仕組みを統一することとし、公共職業安定所の紹介を支給要件とするものについて、民間職業紹介所の紹介により職業に就いた場合においても、これらを支給すること等を内容とする結論を得たところであり、本年1月31日、第156回国会に提出した雇用保険法等の一部を改正する法律案の成立を待って、見直し後の制度を施行する予定。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
g	<p>職業紹介責任者に係る規制緩和 職業紹介制度全体について開始された調査検討において下記の項目について検討を行う。</p> <p>(a) 職業紹介責任者の設置要件(人数)の見直し 職務内容の見直しを前提に、1事業所につき1人とする方法を含め検討</p> <p>(b) 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更手続の簡素化</p> <p>(c) 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し</p>	<p>可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]</p>			<p>(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、職業紹介責任者の在り方を含め検討した結果、</p> <p>(1) 業務を統括する者であることの明確化、選任要件の見直し</p> <p>(2) 変更手続の簡素化</p> <p>(3) 講習の見直し(有効期間の5年への延長、再講習について講習時間数の短縮)</p> <p>を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。 (第156回国会に法案提出)</p>	
h	<p>国外にわたる職業紹介に係る規制緩和 国外にわたる職業紹介に係る許可申請要件の緩和については、相手先国の関係法令及び日本語訳の収集手続を簡素化する。 【平成14年厚生労働省職業安定局長通達】</p>	措置済 (2月施行)				
i	<p>職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。 【平成13年厚生労働省令第61号】</p>	措置済 (4月施行)				
j	<p>専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20㎡要件を廃止する。 【平成13年厚生労働省職業安定局長通達】</p>	措置済 (4月施行)				
k	<p>「官民連携した雇用情報システム運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。</p>	措置済 (8月運用開始)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
労働者募集に係る規制緩和(厚生労働省)	<p>職業紹介制度全体の検討において、委託募集の許可制については、平成11年の法改正の施行状況、諸外国の状況等を踏まえ、許可制の在り方について検討を行う。</p> <p>検討に際しては、労働者募集の規制に関する抜本の見直しについても留意する。</p>	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、労働者の募集に係る制度全体の在り方等について、委託募集の許可制の在り方等を含め検討したところ、委託募集を行う事業主等については、いわゆる手配師による中間搾取等の弊害を除去し、労働者保護を図る観点から、その適格性を事前にチェックする必要があること、及び、募集に係る規制については、適正な労働者の保護を担保するため、原則として維持すべきであるが、</p> <p>(1) 無報酬の委託募集について届出制に緩和すること</p> <p>(2) 募集地域の原則を撤廃すること</p> <p>を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)</p>	
募集・採用における制限の緩和・差別撤廃(厚生労働省)	<p>a 改正雇用対策法に基づく「指針」に関する指導の徹底を図るとともに、年齢上限の設定を認めている例外規定の妥当性を検討する。</p> <p>b 雇用者が年齢上限を設定する際の理由説明の法的義務化、あるいは年齢制限そのものの禁止についての可能性を検討する。</p>	<p>適宜検討</p> <p>中長期的に検討</p>			<p>(厚生労働省)</p> <p>改正雇用対策法に基づく「指針」に関し、引き続きその積極的な周知・広報を図り、理解の徹底に努めることとし、安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を、平成17年度に30%とする目標を設定したところであり、その達成を目指して着実な取組みを展開しているところ。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>当面は、改正雇用対策法に基づく「指針」に関し、引き続きその積極的な周知・広報を図り、理解の徹底を図ることが必要である。</p> <p>なお、年齢制限そのものの禁止について、導入の是非、導入する場合の時期・条件等について、さらに国民的な合意の形成に努めていくことが必要である。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(内閣官房) (総務省) 【人事院】	c 公務員における年齢制限の撤廃を検討する。 (「事項名」欄の 【人事院】 とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	検討			(内閣官房) 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)を踏まえ、検討することとしている。 (総務省) 改正雇用対策法において「事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。」と規定された趣旨を踏まえ、各地方公共団体に対し適切に対応するよう、随時助言を行っている。 (人事院) 選考採用について、各府省に対し「年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう」指導通知を発出し、適切な対応について指導(平成13年9月14日)。なお、継続的に意識啓発、指導を行っているところ。	
(厚生労働省)	d 労働者派遣の際に派遣元が派遣先に行う「派遣労働者の年齢及び性別」の通知については、法令遵守のため特に必要があると考えられる場合にのみ通知義務を課す。	省令公布(3月)	措置(4月施行)		(厚生労働省) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成14年3月27日厚生労働省令第46号)により、派遣労働者の年齢に関しては、派遣労働者が45歳以上又は18歳未満である場合に、45歳以上である旨又は18歳未満である当該派遣労働者の年齢を派遣先に通知すれば足りるものとした(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(厚生労働省) (法務省)	e 募集・採用差別をより広く制限・禁止する方向で検討を開始する。 (第154回国会に関係法案提出)	結論(法案提出)	法案成立後、公布	措置(4月1日から7月31日までの間で政令で定める日より施行)	(厚生労働省・法務省) 平成14年3月に、人種等を理由とする採用差別等を禁止する人権擁護法案を国会に提出したところであり、同法案は、現在継続審議中である。	
個別的労使紛争処理制度 (厚生労働省)	雇用・労働関係全般に係る苦情・紛争の相談体制を始めとした個別的労使紛争処理制度の在り方について検討した結果を踏まえ、個別的労使紛争処理システムの運用を開始する。 【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)】	措置済 (10月施行・運用開始)				

イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	a 労働者派遣制度については、派遣事業許可制度の在り方等を含めて、既に開始されている調査・検討結果を踏まえ、可及的速やかに所要の法案を国会に提出する。	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、許可制の在り方を含め検討したところ、一般労働者派遣事業については、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図り、派遣労働者の就業条件を確保するため、派遣元事業主に一定の能力を担保する必要性があることから、引き続き許可制を維持することが必要であるが、</p> <p>(1) 一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更すること</p> <p>(2) 特定労働者派遣事業の届出制について、本社から一括して届け出ることを可能とすること</p> <p>等を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)</p>		
	b 派遣期間の延長 期間を1年に制限することを撤廃することも含め派遣期間の延長を検討する。	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]					<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣期間の在り方を含め検討した結果、現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすること等を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)</p>
	c 「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」の確実な施行を図る。 【経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律(平成13年法律第158号)】	措置済 (1月施行)					

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	<p>d 派遣対象業務の拡大 派遣労働の対象となる業務については一層の拡大を図るべきであるが特に以下の点について見直しを図る。</p> <p>(a) 物の製造 「物の製造」の業務について、これを解禁することも含め検討する。</p>	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			<p>(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣対象業務の在り方を含め検討した結果、「物の製造」の業務について対象業務とすること等を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)</p>		
	<p>(b) 法改正を必要としない対象業務(26業務)の拡大 緊急措置として現在3年の派遣が認められている業務(旧適用対象26業務)の範囲の拡大等法改正を必要としない見直しについて検討し結論を得る。 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令)】</p>	措置済 (3月施行)					
	<p>(c) 営業や販売等、専門性の高い業務 営業や販売等、専門性の高い業務について、旧適用対象業務(いわゆる26業務)の範囲を拡大することにより3年程度の派遣を認めることについて、その可能性を検討する。</p>	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]					<p>(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣期間の在り方を含め検討した結果、現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすることを内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。なお、同分科会において、営業や販売等の業務については、必要とされる知識、技術又は経験等の専門性のレベルは様々であり、広く一般的に専門性の高い業務としていわゆる26業務と同様に扱うことは困難であるとされたことから、今後、専門性などについて具体的に検討することとされた。(第156回国会に法案提出)</p>

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	e 紹介予定派遣制度の見直し 実態調査等を踏まえ、紹介予定派遣の円滑な運用を妨げている阻害要因を取り除く方向で、労働者派遣法の見直しと合わせて、法制度を含む現行制度の見直しを検討する。	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、紹介予定派遣の在り方を含め検討した結果、円滑な運用を妨げている阻害要因として指摘されている (1) 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付 (2) 派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示 (3) 派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定 ができないとされていることについて、可能とすることとする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)	
	f その他 (a) 派遣元責任者の選任に係る見直し 派遣元責任者の選任の在り方について、労働者派遣制度全体の見直しにおいて検討する。 (b) 労働者派遣に係る手続の簡素化 労働者派遣に係る手続の簡素化について、労働者派遣制度全体の見直しにおいて検討する。 (c) 派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類の電子化 派遣先事業主から派遣元事業主への通知について、労働者保護にも留意しつつ、労働者派遣制度全体の見直しにおいて、電子媒体による通知も可能とすることを検討する。	可及的速やかに検討、措置 [改正職業安定法施行3年後(平成14年12月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣元責任者の選任の在り方等を含め検討した結果、 ・ 派遣元責任者の変更手続の簡素化、派遣元責任者講習の見直し(講習の有効期間の5年への延長、再講習について講習時間数の短縮)を図ること ・ 一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更すること、また特定労働者派遣事業の届出制について、本社から一括して届け出ることを可能とすること ・ 派遣先から派遣元事業主への通知及び派遣元事業主から派遣先への通知について、ファックスや電子媒体による通知を可能とすること を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(d) その他 複合業務について主たる業務が日適用対象業務の場合及び月初や土日のみ等、派遣日数が限られている場合に日適用対象業務と同様に取り扱うことについて、労働者派遣制度全体の見直しにおいて、その可能性を検討する。				(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣期間の在り方を含め検討した結果、 ・ いわゆる「複合業務」については、いわゆる26業務の実施に伴い付随的に行う場合であって、かつ、その割合が低い場合(例えば1割)には、派遣期間の制限の対象外すること ・ 月初や土日のみに必要な業務等就業日数が限られている業務に対する労働者派遣については、派遣期間の制限の対象外とすること を内容とする結論を得て、所要の法案を国会へ提出した。(第156回国会に法案提出)	
有期労働契約の拡大 (厚生労働省)	a 労働契約期間の特例の上限を現行の3年から5年に延長し、適用範囲を拡大する等について、早期の法改正に向けて調査検討を開始したが、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、速やかに検討を進める。	速やかに検討			(厚生労働省) 平成14年12月、関係審議会において、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することについて結論を取りまとめたところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。(第156回国会に法案提出)	
	b 当面の措置として、大臣告示によって定められた専門職の範囲については、その範囲を一層拡大する方向で見直しを行う。 【平成14年厚生労働省告示第21号】	措置済 (2月施行)				
裁量労働制の拡大 (厚生労働省)	a 専門業務型裁量労働制については、当面の措置として、研究職、SE、放送等のプロデューサー、コピーライターなど11の対象業務に限定されているが、これを拡大する。 【平成14年厚生労働省告示第22号】	措置済 (2月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 企画業務型裁量労働制については、調査検討を開始したが、実態調査を踏まえ、現行規制のどこに問題があるかを明確にした上で、法令等の改正に向けて速やかに検討を進める。	速やかに検討 [改正労働基準法施行3年後(平成15年4月)の見直し規定にかかわらず見直し前倒し]			(厚生労働省) 平成14年12月、関係審議会において企画業務型裁量労働制の手続の簡素化や適用対象事業場の拡大を図ることについて結論を取りまとめたところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。(第156回国会に法案提出)	

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
労働基準法の改正等 (厚生労働省)	<p>a 高度の専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像にも適切に対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするために労働基準法の見直しを検討する。</p> <p>中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する。(その際、管理監督者等に対する適用除外制度の在り方について、深夜業に関する規制の適用除外の当否を含め検討。)</p>	速やかに検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>今後の労働条件に係る制度の在り方について、平成13年度より労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始し、労働基準法第41条の適用除外の範囲の在り方については、平成14年12月、同審議会において、さらに実態を調査した上で、今後検討することとされた。</p>	
	<p>b 解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する。</p>	速やかに検討				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
社会保険制度の改革等 (厚生労働省)	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	検討 (平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて検討)			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成13年12月に「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が報告書を取りまとめた。この中で、女性と年金に関して検討していく具体的な課題として、3号被保険者制度の見直しや、短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大等、今後議論を重ねていくべき論点について整理された。</p> <p>昨年6月からは、「雇用と年金に関する研究会」を開催し、雇用と年金に関する論点について労働経済をはじめとする専門的な観点から検討を行い、短時間労働者に対する厚生年金の適用については、就労形態の多様化等に対応し、被用者としての年金保障の充実等を図る観点から、適用を拡大する方向で検討を進める必要があるとする報告書を平成15年3月にとりまとめた。</p> <p>厚生労働省においては、昨年12月、平成16年の次期年金制度改革の骨格に関して今後の議論のたたき台となるものとして「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を取りまとめ、その中でも「短時間労働者に対する厚生年金の適用を行う方向で検討する」としており、第3号被保険者制度の見直しも含め、今後社会保障審議会年金部会等において具体的な検討をしていく予定である。</p> <p>医療保険についても、年金に関する議論を踏まえ検討することとしている。</p>	
	b 保険料の算定方法について、被保険者間の負担の公平を期すため、保険料の賦課ベースを年収賃金とする「総報酬」方式を厚生年金以外の社会保険にも適用するよう、速やかに検討する。 (第154回国会に関係法案提出)	結論(法案提出)	法案成立後、公布	措置(4月施行予定)		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	c 年金・医療保険において、パートタイム労働者への適用拡大について早急に検討する。	速やかに検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成13年12月に「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が報告書を取りまとめた。この中で、女性と年金に関して検討していく具体的な課題として、3号被保険者制度の見直しや、短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大等、今後議論を重ねていくべき論点について整理された。</p> <p>昨年6月からは、「雇用と年金に関する研究会」を開催し、雇用と年金に関する論点について労働経済をはじめとする専門的な観点から検討を行い、短時間労働者に対する厚生年金の適用については、就労形態の多様化等に対応し、被用者としての年金保障の充実等を図る観点から、適用を拡大する方向で検討を進める必要があるとする報告書を平成15年3月にとりまとめた。</p> <p>厚生労働省においては、昨年12月、平成16年の次期年金制度改革の骨格に関して今後の議論のたたき台となるものとして「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を取りまとめ、その中でも「短時間労働者に対する厚生年金の適用を行う方向で検討する」としており、第3号被保険者制度の見直しも含め、今後社会保障審議会年金部会等において具体的な検討をしていく予定である。</p> <p>医療保険についても、年金に関する議論を踏まえ検討することとしている。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(内閣官房) (総務省) 【人事院】	d 派遣労働者については就業実態等を踏まえた健康保険組合の設立を認めるとともに、適用基準の明確化等を行うことについて早急に検討を進める。	速やかに検討			(厚生労働省) 派遣労働者の社会保険の適用については、 ・平成14年4月24日付で、派遣労働者に係る社会保険の適用基準について、派遣就業に係る一の雇用契約の終了後、最大1月以内に、同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業に係る次回の雇用契約(1月以上のものに限る。)が確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格を継続させても差し支えない旨の通知を発出。 ・人材派遣健康保険組合の設立を平成14年5月1日に認可。 等の施策を行ったところ。 【平成14年厚生労働省保険局保険課長、社会保険庁運営部医療保険課長、年金保険課長通達】	
	e 制度が働き方の制約とならないよう、その中立化を図る必要があり、例えば企業倒産・転職時における企業年金のポータビリティの更なる拡大や退職金に関わる制度・枠組み等の見直しについて検討する。【確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)】	政令公布(12月)	速やかに検討		(厚生労働省) 確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号)において、あらかじめ規約で定めた事業所に転職した場合には、確定給付企業年金の給付に関する権利義務を移転できるよう措置した。(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	f 女性の就業意欲の阻害要因と考えられる配偶者手当などの制度については、民間部門における手当廃止や見直しの動きに後れることなく、公務員についても、今後男女共同参画の観点から同様に見直す。(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	速やかに検討			<p>(内閣官房) 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)を踏まえ、検討することとしている。</p> <p>(総務省) 配偶者に係る支給月額を16,000円から14,000円に引き下げるとの人事院勧告(平成14年8月8日)を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成14年法律第106号)により措置(平成14年12月1日施行) 地方公務員については、国の措置を踏まえ適切に対処するよう要請(地方公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成14年9月27日総務事務次官通知))</p> <p>(人事院) ・ 民間の事業所における家族手当の廃止及び見直し状況等を調査(平成14年職種別民間給与実態調査) ・ 配偶者に係る支給月額を16,000円から14,000円に引下げ(平成14年8月8日勧告、12月1日同勧告に基づく給与法一部改正法施行)</p>	
雇用保険 (厚生労働省)	a 雇用保険の助成金の支給要件について、公共職業安定所による紹介を要件とすることを早急に見直す。 【平成13年厚生労働省令第189号】	措置済 (10月施行)				
	b 雇用保険未加入者に対する加入促進をより徹底する。(パートタイム労働者及び登録型派遣労働者の適用拡大) 【平成13年厚生労働省職業安定局長通達】	措置済 (4月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(厚生労働省) (文部科学省)	c 現在、低い加入水準にとどまっている私立学校教員等については、雇用保険への加入を速やかに促進する。	措置(逐次実施)			<p>(厚生労働省) 平成13年12月7日付け雇用保険課長通達により、全国の教員が雇用保険未加入の私立学校に対し、都道府県労働局より個別の学校訪問等を行っているところであり、加えて平成14年9月2日付け職業安定局長通達により、さらに積極的な加入勧奨を実施しているところ。</p> <p>(文部科学省) 平成14年度学校法人の運営等に関する協議会(平成15年1月23日)や平成14年度第2回都道府県私立学校主管部課長会議(平成15年1月28日)等において、私立学校教員の雇用保険加入について周知した。</p>	

エ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
手続簡素化 (厚生労働省)	就業規則及び時間外労働・休日労働に関する協定の所轄労働基準監督署長への届出について、就業規則等が労働組合の合意を得て、本社と各事業場のものが同一内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届け出ることができるように措置する。		措置(早期)		(厚生労働省) 就業規則及び時間外労働・休日労働に関する協定の所轄労働基準監督署長への届出について、本社と各事業場のものが同一内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署長に一括して届け出ることができるように措置した。 【平成15年厚生労働省労働基準局長通達】	